

新規就農者支援事業のご案内

【新規参入者支援事業】

村では、農業の担い手を確保し地域農業の振興を図るため、令和4年度より新規就農者が行う事業に対し予算の範囲内で補助金の交付をいたします。



★支援内容

- ・新規参入者支援（50歳未満の方を対象）

事業の区分	補助金交付対象期間・経費	補助金額
新規参入者営農支援	村内の農地等を取得するための経費（取得額が30万円以上のものに限る。）又は農業機械若しくは農業施設のリース料（リース料の総額が50万円以上のもので、リース開始日から3年以内に限る。）の3分の1以内。	取得にあつては1件当たりの補助事業費限度額は100万円以内。リースにあつては月額15,000円以内。

★交付の要件

○次のすべての要件をすべて満たす方に対し、予算の範囲で補助金の交付を行います。

- ①村内に住所（住民登録）を有する方。
- ②事業承認申請時において50歳未満の方。
- ③国が実施する新規就農支援を目的とする補助金の交付要件を備えていない方又は当該補助金の交付を受けていない方。
- ④承認申請から起算して過去5年以内に、退職等、研修の終了若しくは農業を営む方からの独立により就農する方及び認定新規就農者。
- ⑤事業終了後5年以上、村内で営農の継続が見込まれる方。
- ⑥村内に農業（自家消費等とするためだけの農業は除く。）の経営又は農業法人の経営を行っている1親等内の親族及び兄弟姉妹がいない方。
- ⑦農地法（昭和27年法律第229号）の規定に基づき野沢温泉村農業委員会が定める下限面積以上の村内の農地の所有権又は利用権を有する方。（農地を利用した農業を行うものに限る。）
- ⑧村税等に滞納がない方。

★その他

○補助金の申請にあたっては、本事業の対象となるか確認を取る必要がありますので必ず役場観光産業課農林係にて事前相談を受けてください。

○事前相談の結果、補助対象者の該当となりましたら必要な書類の用意をお願いするようになります。